

# 告示

## 埼玉県告示第千百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
くすのき薬局	東松山市東平二〇八一―一	わかば薬局株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成三十年四月一日
わかば薬局 川角店	入間郡毛呂山町下川原一七―一―五	わかば薬局株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成三十年四月一日
ひだまり薬局	所沢市緑町一―四―一デューオヒルズ新所沢駅前一F	わかば薬局株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十九年十一月一日
よつば薬局	行田市富士見町二―一―一	有限会社よつば薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十二年一月一日

店 エース薬局上藤沢	
四 入間市上藤沢 五 八	
イ 株式会社エフケ	
療 介 養 護 管 予 理 防 指 居 導 宅	指 居 導 宅 療 療 養 養 管 管 理 理
九 平 月 成 一 三 日 十 年	